

公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○公正取引委員会の審査に関する規則(平成十七年十月十九日公正取引委員会規則第五号)

改正後	現行
公正取引委員会の審査に関する規則目次	公正取引委員会の審査に関する規則目次
第一章 総則(第一条―第六条)	第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 審査手続	第二章 審査手続
第一節 審査一般(第七条―第二十三条)	第一節 審査一般(第七条―第二十三条)
第二節 排除措置命令(第二十四条―第二十八条)	第二節 排除措置命令(第二十四条―第二十八条)
第三節 課徴金の納付命令(第二十九条・第三十条)	第三節 課徴金の納付命令(第二十九条・第三十条)
第四節 警告(第三十一条・第三十二条)	第三章 補則(第三十一条―第三十四条)
第三章 補則(第三十三条―第三十六条) 附則	第三章 補則(第三十一条―第三十四条) 附則
(課徴金の納付を命じない事業者に対する通知)	(課徴金の納付を命じない事業者に対する通知時期)
第三十条 法第七条の二第十三項(法第八条の三において準用する場合を含む。次項において同じ。)及び法第七条の二十六項の規定による通知は、その旨を記載した文書を送達して、これを行うものとする。	第三十条 法第七条の二第十三項(法第八条の三において準用する場合を含む。)及び法第七条の二十六項に規定する公正取引委員会規則で定めるときは、当該事業者以外の事業者に対し法第七条の二第二項又は法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をしない旨の通知をする時とする。
第四節 警告 (警告)	
第三十一条 警告(委員会が、法第三条、第六条、第八条又は	

第十九条の規定に違反するおそれがある行為がある又はあつたと認める場合において、当該事業者又は当該事業者団体に対して、その行為を取りやめること又はその行為を再び行わないようにすることその他必要な事項を指示することをいう。以下本条、次条及び第三十四条において同じ。）は、文書によってこれを行い、警告書には、警告の趣旨及び内容を示し、審査局長がこれに記名押印しなければならない。

2 警告書は、名あて人に送付しなければならない。

3 委員会は、警告をしようとするときは、当該警告の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

4 警告の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たっては、代理人（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。）を選任することができる。

5 委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間において、警告の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される警告の趣旨及び内容

二 委員会に対し、前号に掲げる事項について、文書により意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

（警告の意見申述等の方式等）

第三十二条 第二十四条第二項、第二十六条、第二十七条及び第二十八条第一項の規定は、警告について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項第三号」とあるのは

「第三十一条第五項第二号」と、第二十六条第一項並びに第二十七条第一項、第四項及び第七項中「第二十四条第一項の文書の送達を受けた者」とあるのは「第三十一条第五項の通知を受けた者」と、第二十六条第一項中「同項第一号及び第二号」とあるのは「同項第一号」と、第二十七条第一項及び第四項中「法第四十九条第三項」とあるのは「第三十一条第三項」と、第二十八条第一項中「排除措置命令書の謄本」とあるのは「警告書」と、「送達」とあるのは「送付」と読み替えるものとする。

第三十三条 (略)

(文書のファクシミリによる提出)

第三十四条 審査手続において提出すべき文書は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

- 一 法第四十七条第一項各号に掲げる処分に基づき提出すべき文書
- 二 排除措置命令前の通知に対する意見書及び証拠
- 三 納付命令前の通知に対する意見書及び証拠
- 四 警告前の通知に対する意見書及び証拠
- 五 排除措置命令、納付命令又は警告前の通知に対し意見申述等をするのに必要な授權又は代理人の権限を証明する文書
- 六 審査官の処分に対する異議申立書

第三十五条 (略)

第三十六条 (略)

第三十一条 (略)

(文書のファクシミリによる提出)

第三十二条 審査手続において提出すべき文書は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

- 一 法第四十七条第一項各号に掲げる処分に基づき提出すべき文書
- 二 排除措置命令前の通知に対する意見書及び証拠
- 三 納付命令前の通知に対する意見書及び証拠
- 四 排除措置命令又は納付命令前の通知に対し意見申述等をするのに必要な授權又は代理人の権限を証明する文書
- 五 審査官の処分に対する異議申立書

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)



公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○公正取引委員会の審査に関する規則 (平成十七年十月十九日公正取引委員会規則第五号)

改正後	現行
公正取引委員会の審査に関する規則目次 第一章 総則 (第一条―第六条) 第二章 審査手続 第一節 審査一般 (第七条―第二十三条) 第二節 排除措置命令 (第二十四条―第二十八条) 第三節 課徴金の納付命令 (第二十九条・第三十条) 第四節 警告 (第三十一条・第三十二条) 第三章 補則 (第三十三条―第三十六条) 附則 (課徴金の納付を命じない事業者に対する通知) 第三十条 法第七条の二第十八項(法第八条の三において準用する場合を含む。次項において同じ。)及び法第七条の第二十一項の規定による通知は、その旨を記載した文書を送達して、これを行うものとする。 2 法第七条の二第十八項及び第二十一項に規定する公正取引委員会規則で定めるときは、当該事業者以外の事業者に対し法第七条の二第二項(法第七条の二第二項又は法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第四項の規定による命令をしない旨の通知をする時とする。	公正取引委員会の審査に関する規則目次 第一章 総則 (第一条―第六条) 第二章 審査手続 第一節 審査一般 (第七条―第二十三条) 第二節 排除措置命令 (第二十四条―第二十八条) 第三節 課徴金の納付命令 (第二十九条・第三十条) 第四節 警告 (第三十一条・第三十二条) 第三章 補則 (第三十三条―第三十六条) 附則 (課徴金の納付を命じない事業者に対する通知) 第三十条 法第七条の二第十三項(法第八条の三において準用する場合を含む。次項において同じ。)及び法第七条の第十六項の規定による通知は、その旨を記載した文書を送達して、これを行うものとする。 2 法第七条の二第十三項及び第十六項に規定する公正取引委員会規則で定めるときは、当該事業者以外の事業者に対し法第七条の二第二項(法第七条の二第二項又は法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をしない旨の通知をする時とする。